

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（平成30年7月受付分）

【金銭寄付】

<福祉推進のために>

- | | | |
|------------------------|---------|--------------------|
| ○及川 武様（花月町 204・205回） | 10,000円 | ※オホーツクところ合唱団様（常呂町） |
| ○国際ソロプチミスト北見みんと様（中央三輪） | 30,000円 | |

<故人が生前お世話になったため>

- | | | | |
|----------------|----------|---------------|---------|
| ○五十嵐 武様（端野町） | 50,000円 | ○森澤 正太様（常呂町） | 30,000円 |
| ○江連 百合子様（高栄西町） | 30,000円 | ○森谷 久幸様（留辺蘂町） | 30,000円 |
| ○沼崎 榮子様（端野町） | 50,000円 | ○中村 明子様（端野町） | 20,000円 |
| ○角丸 正一様（留辺蘂町） | 30,000円 | ○市川 陽子様（留辺蘂町） | 10,000円 |
| ○太田 花枝様（留辺蘂町） | 30,000円 | ○玉井 守様（留辺蘂町） | 30,000円 |
| ○西坂 ひとみ様（留辺蘂町） | 100,000円 | ○宮管 秀子様（端野町） | 30,000円 |